

# OBD検査に係る整備事業者向けの 主な改正通達概要のお知らせ

令和6年3月28日付け  
令和6年10月1日施行

※改正通達の全文詳細を確認される場合は  
下記リンク先からご参照下さい

[自動車特定整備事業者等におけるOBD検査及びOBD確認の取扱方針について](#)

(一社) 奈良県自動車整備振興会

# ①OBD検査用サーバーに接続できない場合 の特例措置の実施要領

○特例措置になる対象・事象とは

- ①OBD検査用サーバーの障害が原因（サーバー障害）
- ②通信障害又は電力障害が原因（通信・電力障害）
- ③OBD検査用サーバーのアップデートなど事業者の責任ではないもの

○特例措置が適用できない対象・事象とは

- ①指定整備事業者が保有する機器（PC等）の障害が原因となるもの
- ②OBD確認の実施の為にOBD検査用サーバーに接続できない場合
- ③検査用スキャンツール又は自動車の車載式故障診断装置の不具合

## ○特例措置の適用について

### ①サーバー障害の考え方

- ・開始時点とは

機構のサーバー障害の発生を認定した時点

- ・終了時点とは

機構がサーバー障害からの復旧を認定した時点が含まれる日の終了する時点

- ・サーバー障害の発生の認定

各所から障害疑いの連絡があれば即認定について検討し、1時間以内に認定の要否の判断ができない場合には、機構はサーバー障害の発生の認定を行う。その場合OBDポータルサイトに掲載を行う

## ②通信・電力障害の考え方

- ・ 開始時点とは  
機構が通信・電力障害の発生を認定した時点
- ・ 終了時点とは  
機構が通信・電力障害からの復旧を認定した時点が含まれる日が  
終了する時点
- ・ 通信・電力障害の発生の認定  
各所からの問い合わせ等により、当該に係る情報を入手した場合には、通信会社及び電力会社のWEBサイトにて確認をもって認定。  
この場合において機構が発生地域を厳密に特定することが困難な場合には、障害が発生している地域よりも広い地域で認定する

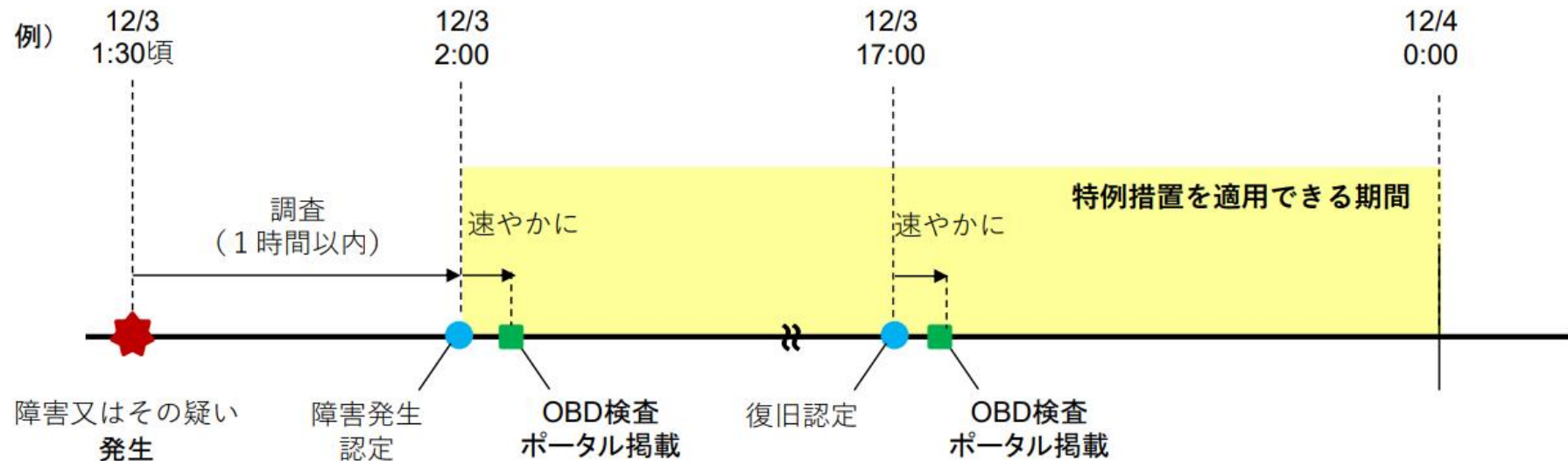
## ○指定自動車整備工場による通信・電力障害の発生の判断

### ○特例措置の確認判断方法

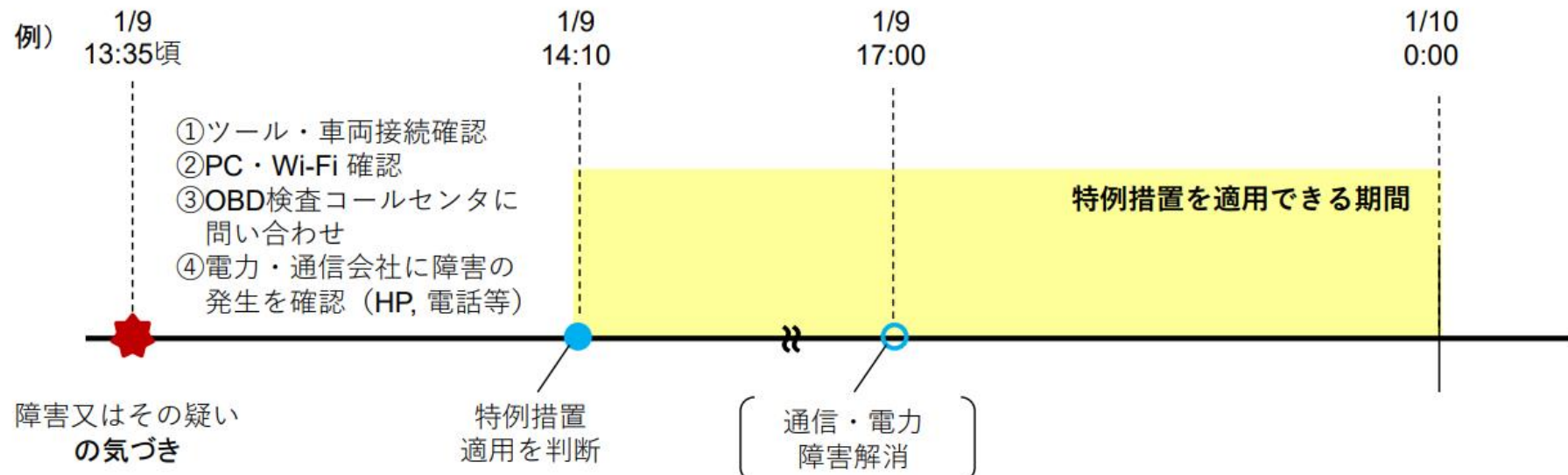
- ①OBD検査用サーバーの障害が発生していないことをOBD検査ポータル等で確認する
- ②当該障害に係る通信会社又は、電力会社のHPを確認、又は電話等で問い合わせることにより通信・電力障害の発生又はその疑いを確認する
- ③特例措置は通信・電力障害が発生した当該日が終了する時点まで
- ④指定自動車整備工場は、通信・電力障害が発生したことを確認できる記録（通信会社・電力会社のホームページの写し、これらの会社への問い合わせ履歴等）を2年間保管すること

# 特例措置の適用期間のイメージ図（参考）

## 機構による障害の認定による特例措置の適用



## 指定自動車整備工場の判断による特例措置の適用



## ○特例措置の内容

異常を示すテルテールが点灯又は点滅していないこと

## ○特例措置を適用した場合の指定整備記録簿の記載要領は以下の形

☆「OBD検査結果」欄の「良」に○印を記載するとともに、

「走行テスト等の方法と結果」欄にテルテール点灯状況（点灯  
又は点滅していないこと）の確認結果を記載すること

「記載例」 「走行テスト等の方法と結果」欄

OBD検査特例適用      確認日：令和○年○月○日      ●時●分

テルテール点灯・点滅なし

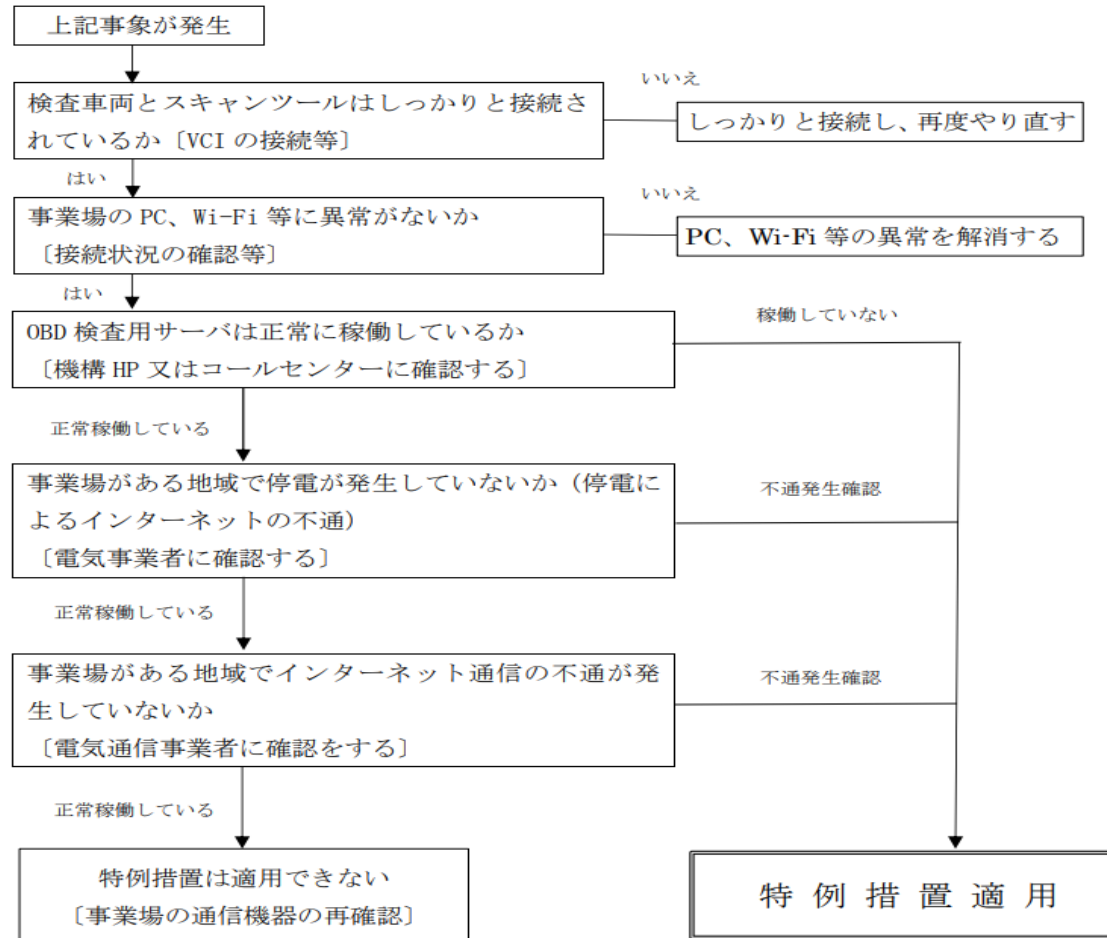
- ・テルテールの点灯状況について写真又は動画で記録すること  
この際、撮影日時がわかるもの（時計等）を合わせて記録する



(参考) 特例措置適用判断の流れ

特定 DTC 照会アプリで次の事象が発生した場合には、フローに沿って確認してください。

- ① 特定 DTC 照会アプリが起動しない。
- ② 特定 DTC 照会アプリにログインができない。
- ③ 車両情報を手入力する際にエラーが発生する。
- ④ 「検査可否確認」選択後にエラーは発生する。
- ⑤ OBD 検査の「実行」ができない。



## 通信・電力障害発生時の確認記録

作成日：令和●年●月●日

●●自動車整備工場

- 通信・電力障害の発生を認識した日時  
(記載例)
  - ・令和●年●月●日 ●時●分
  
- 通信・電力障害の確認方法  
(記載例)
  - ・通信会社(●●株式会社)のホームページより確認
  - ・電力会社(●●株式会社)のコールセンターに確認
  
- 通信・電力障害の発生を確認した日時  
(記載例)
  - ・令和●年●月●日 ●時●分
  
- 通信・電力障害の発生を確認した担当者名  
(記載例)
  - ・国土 太郎 (自社自動車検査員)
  - ・交通 次郎 (自社事務員)
  
- 通信会社・電力会社のホームページの写し(あれば添付)

## ②自動車特定整備事業者等における OBD検査・OBD確認の取扱い方針

## ○趣旨

自動車特定整備事業者等が、OBD検査又はOBD確認の実施にあたり遵守すべき事項が定められている

- ・ OBD検査システムの利用は、OBD検査及びOBD確認を実施したものの責任を明らかにするため利用目的が定められている

### ☆利用目的とは

- ① 認証工場：当該事業場が点検整備を行う又は行った車両のOBD確認のため
- ② 指定工場：当該事業場が点検整備を行う又は行った車両のOBD確認又はOBD検査を実施する場合

※点検の結果、整備を当該事業場の責任で行い、必要に応じて、当該事業場が点検整備記録簿・特定整備記録簿・指定整備記録簿を作成する車両をいう

## ○自動車特定整備事業者等で利用可能な機能等について

### ①OBD確認モード

指定工場又は認証工場が自らの事業場で点検整備を行う又は行った車両について、保安基準に適合するか否かを確認する為の機能

☆利用可能な者 認証工場：工員 ・ 指定工場：工員又は自動車検査員

### ②OBD検査モード

指定工場が自らの事業場で点検整備を行う又は行った車両について完成検査の一部として保安基準の適合性を証明する為の機能

☆利用可能な者 指定工場：自動車検査員

※OBD確認及びOBD検査においては、事業場の敷地内で、検査用スキャンツールを使用して実施すること

## ○OBD検査システムの利用に関する遵守事項

- ①OBD検査システムに登録した事業場の情報を適切に管理し、登録情報に変更があった場合には速やかに当該情報を更新すること
- ②OBD検査システムを利用するための事業場ID、ユーザーID及びパスワードを適切に管理すること
- ③OBD検査システムへ接続してOBD検査又はOBD確認を行う場合は機構が提供する当該システムの操作マニュアル等で定められた適切な方法にて実施すること

- ④ 認証工場及び指定工場は下記に掲げる事項を遵守すること
- (1) 自らの事業場において点検整備を行う又は車両以外の車両に対してOBD検査又はOBD確認を実施しないこと
  - (2) OBD確認は認証を受けた事業場の敷地内、OBD検査は指定を受けた事業場の敷地内でそれぞれ実施すること
  - (3) OBD検査又はOBD確認の実施後、機構又は軽検協において基準適合性検査検査を受ける場合、最後に実施したOBD検査又はOBD確認から機構等における基準適合性審査までの間、OBD検査の合否に影響を及ぼす整備又は改造等を行わない。また依頼しないこと
  - (4) OBD検査又はOBD確認を実施する車両と異なる車両を用いて結果を当該サーバーに記録しないこと（替え玉の禁止）

## ○OBD検査における検査の合理化及び補助者が行える作業範囲

- ① OBD 検査は、当該自動車の保安基準に適合しなくなるおそれがある部分及び 適合しない部分について必要な整備をした後、完成検査の一環として行うものとする。ただし、自動車検査員が当該自動車の受入時に OBD 検査を行い、その後、保安基準に適合する OBD 検査の合否に影響を及ぼす整備又は改造等を行わない場合には、当該自動車は OBD 検査に合格とみなして差し支えない（検査の合理化）。この場合において、「OBD 検査の合否に影響を及ぼす整備又は改造等」の具体的内容は車種により異なり得ることから、自動車検査員が判断して差し支えない。
- ②検査対象車両のVCIの取付及び特定DTC照会アプリへの車両情報の入力は、補助者が行っても差し支えない  
しかし、入力情報等の内容は、自動車検査員が責任をもって確認



## ○機構における基準適合性審査時の取扱い

- ・ 基準適合性審査の5日前までにOBD検査又はOBD確認が実施され、その結果が適合として機構のOBD検査用サーバーに記録されている車両は、原則 機構等におけるOBD検査の実施が省略される
- ・ 当該検査及び確認を行った場合においても、替え玉受験の防止並びに、機構等におけるOBD検査結果の比較・分析及び関連するデータ収集のため、基準適合審査時に改めてOBD検査（抜取検査）を実施することがある

## ☆OBD検査に係る情報収集について☆

下記より、OBD検査についての情報収集・問い合わせができます

- ①OBD検査ポータル    ②OBD準備会合    ③OBD検査コールセンター

QRコード



QRコード



TEL：0570-022-574

業務時間 9時～17時  
(12月29日～1月3日を除く)